

日出町太陽光発電設備等の設置等に関する基準

(趣旨)

第1条 この告示は、日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例（令和4年日出町条例第32号）第5条第1項の規定に基づき、太陽光発電設備等の設置等に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 太陽光発電設備等の設置等に関する基準は、次の表に定めるとおりとする。

事 項	基 準	
1 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項	(1) 地盤の安定性の確保	事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(6)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであること。
	(2) 地盤の勾配	工作物が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合は、この限りでない。
	(3) 擁壁の設置	切土等により崖（勾配が30度を超える土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われていること。ただし、当該崖について、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合は、この限り

	でない。
(4) 擁壁の構造	<p>(3)により設置される擁壁の構造は、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>ア 安定計算等により、その安定性が確かめられたものであること。</p> <p>イ 当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられたものであること。</p>
(5) 法面の ^{のり} 構造	切土、盛土等が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、小段及び排水施設の設置その他の措置が適切に行われているものであること。
(6) 法面保護	事業区域内の法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生工等による法面保護が行われていること。
(7) 排水施設の設置	事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法その他関係法令の規定に準じて定める(8)から(11)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されていること。
(8) 排水施設の能力	事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。
(9) 排水施設の構造	事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、維持管理、断面確保の観点から二次

	<p>製品等を使用するものとする。</p> <p>土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。</p>
(10) 調整池の設置	<p>太陽光発電設備の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。</p> <p>降雨強度の適用確率年は、30年として設計すること。</p>
(11) 排水処理	<p>上流の雨量、放流先の排水能力等を考慮した構造及び規模の排水の放流先を次により設けるとともに、太陽光発電設備の設置により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生じる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については別途河川管理者等と協議すること。</p> <p>降雨強度の適用確率年は、10年として設計し、河川又は水路に排水するものとする。ただし、事業区域の土地がおおむね平坦な土地の場合は、事業区域内で浸透式側溝又は浸透式クランチによる地下浸透放流することができる。おおむね平坦な土地とは、土地の傾斜が3度以下であること。</p> <p>太陽光発電設備の設置に係る排水処理により影響のある道路、河川、防災施設等の改良又は補修に要する経費は、設置者の負担とする。</p>

<p>(12) 設置 不適地</p>	<p>事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域</p> <p>イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域</p> <p>ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</p>
<p>(13) 工事中の災害防止</p>	<p>太陽光発電設備の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。</p>

<p>2 生活環境の保全を図るために行う措置に関する事項</p>	<p>(1) 周辺への騒音及び振動</p>	<p>太陽光発電設備等の設置に係る工事及び管理に当たっては、周辺への騒音及び振動の対策として、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>ア 建設機械や工事に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚染等について、事業区域周辺に影響を与えないように適切な対策を講じること。</p> <p>イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）又は振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定に基づく届出又は手続がなされていること。</p> <p>ウ 太陽光発電設備から発生する騒音及び振動に関して、地域住民と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。</p> <p>エ 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。</p>
	<p>(2) 遮蔽措置</p>	<p>事業区域の境界部分には、周辺の景観と調和するよう植栽、塀又は柵の設置等により生活環境の保全に有効な遮蔽措置が行われていること。</p>
	<p>(3) パネルの反射光</p>	<p>太陽電池モジュールは、その反射光が周辺環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、次のいずれかの基準に適合するものであること。</p> <p>ア 低反射性のものであること。</p> <p>イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮し</p>

		て設置すること。
	(4) 色彩	太陽光発電設備に係る工作物(以下「工作物」という。)の色彩は、低彩度のものであること。
	(5) 緑地の保全	<p>森林又は緑地(以下「森林等」という。)を含む土地に設置する太陽光発電設備にあつては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>ア 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>イ 可能な限り現状の地形及び植生を残す工夫をすること。</p> <p>ウ 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p>
	(6) 樹木を含む事業区域内の廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、残土、工事に伴う廃棄物等の建設副産物については、適正な処分を行うこと。
3 太陽光発電設備等の安全性の確保に関	(1) 構造耐力上の安全性	工作物は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項に規定する技術基準に基づくとともに、建築基準法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(4)までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであること。

する事項	(2) 基礎	太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。
	(3) 太陽電池モジュール	太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。
	(4) 耐久性	工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであること。
4 太陽光発電設備の廃止後において行う措置に関する事項	撤去時の措置	<p>太陽光発電設備の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>ア 工作物を速やかに撤去すること。</p> <p>イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。</p> <p>ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。</p>
5 その他の事項	(1) 動植物	野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。
	(2) 排水施設	排水施設の保守点検及び維持管理に係る実

<p>設の保守点 検・維持管理</p>	<p>施計画（点検項目及び実施スケジュールを含む。）を策定するとともに、適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。</p>
<p>(3) 保守点 検・維持管 理</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。</p>
<p>(4) 除草剤 の散布の禁 止</p>	<p>周辺への影響を考慮して、事業区域での除草剤の散布は、原則禁止する。</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。